

兵庫県無線赤十字奉仕団 規約

第1章 総 則

第1条（目的）本団は、災害発生時における救護活動に必要な状況の調査及び緊急救助に関する奉仕活動を行うことにより公共の福祉に貢献奉仕することを目的とする。

第2条（名称）本団は、「兵庫県無線赤十字奉仕団」と称する。

第3条（所在地）本団は、事務局を日本赤十字社兵庫県支部内におく。

第4条（構成）本団の組織をもって日本赤十字社兵庫県支部奉仕団を構成するものとし、支部防災ボランティアに団体登録をする。赤十字奉仕団規則及び本規約の定めるところに基づいて運営するものとする。

第5条（組織）本団の組織は次のとおりとする。

- 1 （本部）団を統括し、総合調整をはかる。
- 2 地域における活動を主とした単位団として、分団をおく。
分団に対する規程は別に定める。

第2章 業 務

第6条（活動）

- 1 地震・火災・その他災害が発生し、または発生する恐れのある場合において、被害状況を緊急に調査し、もしくは状況に応じて救護活動を行うこと。
- 2 火災・交通事故・その他事故を発見した場合、直ちに関係機関へ通報すること。
- 3 アマチュア無線局の運用。
- 4 業務用無線機の運用に熟知する。
- 5 関係団体との連携ならびに協力。
- 6 その他、目的を達成するために必要な事業。

第3章 団 員

第7条（団員の資格）

- 1 団員は、アマチュア無線設備または業務用無線設備の操作を行うことができる資格を有するもの。
- 2 赤十字に理解を示すもの。
- 3 18才以上のもの。ただし、性別は不問。
- 4 原則として兵庫県下に居住・在勤するもの。

第8条（入団）本団に入団しようとするものは、分団長を経て別に定める様式により申し込み、役員会の討議により決定される。なお、毎年4月1日から4月末日までに登録更新をするものとする。

第9条（除名）団員が次の項に該当するときは、これを除名することができる。

- 1 電波法第79条による無線従事者免許の取り消しを受けたとき。
- 2 その他電波法令に違反したとき。
- 3 本団の活動を故意に妨害または本団の名誉を毀損する行為があったとき。
- 4 団費を納入しないとき。
- 5 その他、団活動に貢献し得ないと認められるとき。

前項は役員会の決議を経なければならない。

第10条（団費・入団費）

- 1 団員は、次に定める団費・入団費を納入しなければならない。

入団費 入団時 500円とする。

団費 年額 2,000円とする。

臨時団費を徴収することもある。

- 2 団費・入団費は、入団時もしくは毎年4月末日までに事務局に納入する。
- 3 納入金は一切返却しない。

第11条（保障責任）本団は、団員の所有物である機材に対し、また団員の活動に要する経費もしくは活動中におけるいかなる損害についても、一切の保障の責めを負わない。団員がその資格を失ったあともまた同様とする。

第4章 役員

第12条（役員）本団に次の役員をおく。

1 本部役員

- | | |
|-----------------|----------|
| 1) 委員長 | 1名 |
| 2) 副委員長 | 2名以内 |
| 3) 委員（会計・庶務を含む） | 若干名 |
| 4) 監査委員 | 2名 |
| 5) 顧問 | おくことができる |

2 分団役員

- 1) 分団長各1名
- 2) 副分団長各1名

第13条（選任）本団の役員は団員の互選により総会において選出する。

第14条（任期）本団の役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

第15条（役員の仕事）

- 1 委員長は本団を代表し統括する。
- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代行する。
- 3 委員は本団の運営に関することを協議し、活動を計画実施する。
- 4 監査委員は本団の監査を行う。
- 5 各分団長は該当分団長を代表し統括する。
- 6 各副分団長は分団長を補佐し、分団長に事故あるときはこれを代行する。
- 7 顧問は、委員長等役員を補佐する。

第16条（緊急処置）委員長は総会の議決を要する事項であっても、緊急を要し、総会を招集する時間がないとみとめたとき、監査委員を除く役員をもって構成する役員会の決定をもって処置することができる。ただし、次の総会において報告しなければならない。

第5章 総会及び会議

第17条（総会）総会は委員長が招集し、本団の運営に関する事項、その他団に関する重要な事項を討議する。総会は少なくとも年度始めに1回行う。

第18条（決議）総会は、団員の過半数の出席（委任状を含む）を必要とし、総会の決議は出席者の過半数をもって可否を決する。

第19条（会議）

- 1 役員会は本部役員をもって構成し、必要に応じて随時行うことができる。
- 2 分団長会議は、本部役員と各分団役員をもって構成し、少なくとも年1回開催する。
- 3 月例会は、分団ごとに開催し、必要に応じて随時行うことができる。
- 4 各会議の構成員は、委員長の判断により、変更することができる。

第6章 その他

第20条（会計）本団の会計年度は、4月1日から翌年3月末日までとする。

（付則）

- 1 日本赤十字社兵庫県支部の職員は、本団の行事・計画に参加することができる。
- 2 本規約は、昭和48年4月1日から実施する。
- 3 本規約は、昭和49年4月1日から一部改正実施する。
- 4 本規約は、昭和52年4月1日から一部改正実施する。
- 5 本規約は、昭和55年4月1日から一部改正実施する。
- 6 本規約は、昭和58年3月1日から一部改正実施する。
- 7 本規約は、昭和59年3月1日から一部改正実施する。
- 8 本規約は、昭和62年3月1日から一部改正実施する。
- 9 本規約は、平成12年3月5日から一部改正実施する。（構成）
- 10 本規約は、平成13年3月4日から一部改正実施する。（役員数）
- 11 本規約は、平成19年3月4日から一部改正実施する。（役員顧問）
- 12 本規約は、平成30年5月24日から一部改正実施する。（入団、会議、会計）
- 13 本規約は、平成31年（2019年）4月7日から一部改正実施する。
（組織、入団、団費・入団費、役員、役員の任務、会議、会計）
- 14 本規約は、令和2年（2020年）4月5日から一部改正実施する。
（第6章第21条（準団員）を削除）